

令和5年2月7日
都市整備政策部
建築審査課

都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の省令等の一部改正に伴う世田谷区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号）等が施行された。これに伴い、世田谷区手数料条例の一部の規定の整備を行う。本件については、総務部より令和5年第1回定例会に提案する。

2 手数料条例改正に関する省令改正内容

- ・ 各認定申請における共同住宅等の住戸ごとの区分の廃止
- ・ 各認定申請における誘導仕様基準による区分の新設

3 施行予定日

公布の日

4 添付資料

- （別紙1）各認定改正区分・誘導仕様基準の概要
- （別紙2）新旧対照表（手数料条例附則）
- （別紙3）新旧対照表（手数料条例別表2）
- （別紙4）新旧対照表（手数料条例別表3）

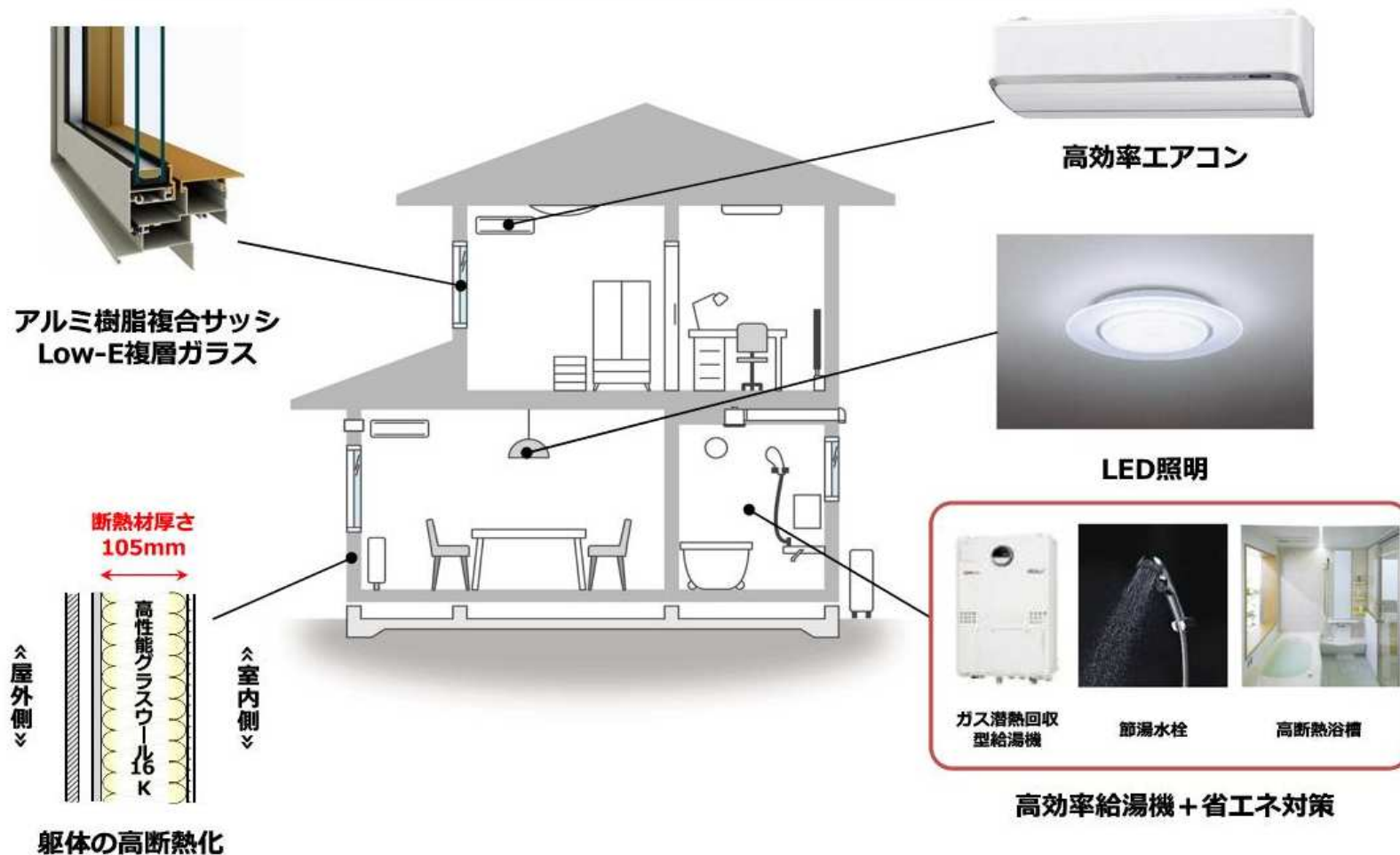
認定申請単位について

- 性能向上計画認定、低炭素建築物の認定について、共同住宅等の住戸に対する認定は廃止する。
- 複合建築物においては、複合建築物全体に加え、ZEH・ZEBの取組と同様、住宅部分、非住宅部分の認定を可能とする。

		【改正前（～2022.10）】		【改正後（2022.10～）】		
		性能向上計画認定	低炭素認定	性能向上計画認定	低炭素認定	
建築物全体	一戸建て住宅	○	○	○	○	
	共同住宅等（住棟）	○	○	○	○	
	非住宅	○	○	○	○	
	複合建築物	複合建築物全体	○	○	○	○
		非住宅全体	○	—	○	○（新設）
住宅全体		—	—	○（新設）	○（新設）	
住戸のみ	共同住宅等の住戸	○	○	—（廃止）	—（廃止）	

誘導仕様基準のイメージ(6地域)

- 現行では、省エネ基準の水準の外皮及び一次エネルギー消費量(設備)に関する仕様基準が定められている。
 - ZEH基準の水準の省エネ性能については、性能基準だけが定められており、容易に評価・判定ができない。
- **ZEH基準の水準の省エネ性能を容易に評価・判定ができる、誘導仕様基準を設定する**
- ・ 本誘導仕様基準案は、一般的に供給されているZEHの仕様^{※1}を踏まえて設定した。
 - ・ 外皮については、基準策定モデル住宅を前提に、熱損失の多い開口部や面積の広い壁を優先的に断熱化する仕様案とした。
 - ・ 設備については、誘導仕様基準に適合する外皮性能を有する基準策定モデル住宅を前提に、BEI \leq 0.8となる高効率な設備仕様案とした。



※誘導仕様基準において定める各部位、設備の具体的な仕様については、令和4年国土交通省告示第1106号「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費性能に関する誘導基準」を参照のこと

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日条例第 3 号 附 則（平成12年 6 月26日条例第70号） （現行の通り） <u>附 則</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 令和 4 年10月 1 日において現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第 1 項の認定を受け、又は同法第53条第 1 項の規定による認定の申請（同法第55条第 1 項の規定による変更の認定の申請を含む。）がなされている低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u> <u>3 令和 4 年10月 1 日において現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第 1 項の認定を受け、又は同法第34条第 1 項の規定による認定の申請（同法第36条第 1 項の規定による変更の認定の申請を含む。）がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日条例第 3 号 附 則（平成12年 6 月26日条例第70号） （略） <u>（新設）</u></p>

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前						
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号						
別表第2 (第2条関係)					別表第2 (第2条関係)						
事務	名称及び額				徴収時期	事務	名称及び額				徴収時期
第1 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律(平 成24年 法律第 84号) 第54条 第1項 の規定 に基づ く低炭 素建築 物新築 等計画 の認定 の申請 に対する 審査	(現行の通り) (現行の通り)				(現行 の通 り)	都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律(平 成24年 法律第 84号) 第54条 第1項 の規定 に基づ く低炭 素建築 物新築 等計画 の認定 の申請 に対する 審査	(略) (略)				(略)
	1 (現 行の 通 り)	(1) (現行の通り)			(現行 の通 り)		1 (略)	(1) (略)			(略)
		(2) (現 行の 通 り)	削除	削除	削除			(2) (略)	イ 住 戸 ご と の 申 請 の 場 合	申請戸数が1戸のもの	4,700円
			削除	削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上の5戸以下のもの	9,400円
			削除	削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円
			削除	削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円
削除	削除	削除	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上	45,000円							

改正後						改正前						
				削除	削除					50戸以下のもの		
				削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円	
				削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円	
				削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円	
				削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	185,000円	
			削除	イ 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限	（現行の通り）	（現行の通り）			ロ	（イ） 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分	（略）	（略）
					（現行の通り）	（現行の通り）			1の建築物の申請の場	（略）	（略）	
					（現行の通り）	（現行の通り）				（略）	（略）	
					（現行の通り）	（現行の通り）				（略）	（略）	

改正後						改正前								
				る。 以下 同じ。)	(現行の 通り)	(現行 の通 り)					<u>合</u>	に限 る。 以下 同じ。)	(略)	(略)
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)							(略)	(略)
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)							(略)	(略)
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)							(略)	(略)
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)							(略)	(略)
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)							(略)	(略)
				<u>ロ</u> <u>共 用部 分</u>	(現行の 通り)	(現行 の通 り)						<u>(ロ)</u>	(略)	(略)
				(住 宅の 用途 に供 する 共用 廊 下、 共用 階段 その	(現行の 通り)	(現行 の通 り)						共用 廊下 等の 部分 (住 宅の 用途 に供 する 共用 廊 下、 共用	(略)	(略)
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)							(略)	(略)
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)							(略)	(略)
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)							(略)	(略)

改正後						改正前							
				他共用部分をいう。以下同じ。)	(現行の通り)	(現行の通り)					階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	(略)	(略)
				ハ 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)	(現行の通り)	(現行の通り)					ハ	(略)	(略)
					(現行の通り)	(現行の通り)					非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同	(略)	(略)
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)

改正後						改正前					
				通り)	の通り)				じ。)		
		(3) (現 行の 通 り)	(現行の通り)		(現行 の通 り)		(3) (略)	(略)		(略)	
	2 (現 行の 通 り)	(1) 一戸建て 住宅	<u>誘導仕様基準</u> <u>(住宅部分の</u> <u>外壁、窓等を</u> <u>通しての熱の</u> <u>損失の防止に</u> <u>関する誘導基</u> <u>準及び一次エ</u> <u>ネルギー消費</u> <u>量に関する誘</u> <u>導基準(令和</u> <u>4年国土交通</u> <u>省告示第1106</u> <u>号)に規定す</u> <u>る基準をい</u> <u>う。以下同</u> <u>じ。)</u> <u>による</u> <u>場合</u>		21,000 円		2 (略)	(1) 一戸建て 住宅	<u>新設</u>	<u>新設</u>	
			<u>誘導仕様基準以</u> <u>外による場合</u>		35,000 円				<u>新設</u>	35,000 円	
		(2) 共同 住宅 等	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>		(2) 共同 住宅 等	<u>イ</u> <u>住</u> <u>戸</u> <u>ご</u>	<u>申請戸数が1戸の</u> <u>もの</u>	<u>35,000</u> <u>円</u>	
			<u>削除</u>		<u>削除</u>			<u>1の共同住宅等の</u> <u>うち同時に申請す</u>	<u>69,000</u> <u>円</u>		

改正後							改正前									
						建築物の 総戸数 が11戸 以上 25戸 以下 のもの	80,000 円								新設	新設
						建築物の 総戸数 が26戸 以上 50戸 以下 のもの	120,000 円								新設	新設
						建築物の 総戸数 が51戸 以上 100 戸以 下の もの	182,000 円								新設	新設

改正後							改正前								
						建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円							新設	新設
						建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円							新設	新設
						建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000円							新設	新設

改正後						改正前								
					誘導 仕様 基準 以外 によ る場 合	建築 物の 総戸 数が 1戸 のも の	35,000 円					新設	建築 物の 総戸 数が 1戸 のも の	35,000 円
						建築 物の 総戸 数が 2戸 以上 5戸 以下 のも の	69,000 円						建築 物の 総戸 数が 2戸 以上 5戸 以下 のも の	69,000 円
						建築 物の 総戸 数が 6戸 以上 10戸 以下 のも の	97,000 円						建築 物の 総戸 数が 6戸 以上 10戸 以下 のも の	97,000 円

改正後						改正前							
					建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000 円						建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000 円
					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000 円						建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000 円
					建築物の総戸数が51戸以上100戸以	283,000 円						建築物の総戸数が51戸以上100戸以	283,000 円

改正後										改正前									
							下のもの										下のもの		
							建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円									建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円	
							建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円									建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円	
							建築物の	600,000円									建築物の	600,000円	

改正後							改正前							
					総戸 数が 301 戸以 上の もの							総戸 数が 301 戸以 上の もの		
				ロ 共用 部分	(現行の 通り)	(現行 の通 り)				(ロ) 共用 廊下 等の 部分	(略)	(略)		
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)					(略)	(略)		
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)					(略)	(略)		
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)					(略)	(略)		
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)					(略)	(略)		
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)					(略)	(略)		
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)					(略)	(略)		
					(現行の 通り)	(現行 の通 り)					(略)	(略)		
				ハ 非住 宅の	(現行の 通り)	(現行 の通 り)				(ハ) 非住 宅の	(略)	(略)		

改正後							改正前							
				部分	(現行の通り)	(現行の通り)				部分	(略)	(略)		
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)		
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)		
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)		
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)		
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)		
			(3)	(現行の通り)	(現行の通り)	(略)			(3)	(略)	(略)	(略)		
			(現行の通り)											
第2	(現行の通り)	(現行の通り)				(現行の通り)			都市の	(略)	(略)	(略)		(略)
都市の									低炭素					
化の促	1	(1)	(現行の通り)			(現行の通り)			進に関	1	(1)	(略)		(略)
進に関	(現行の通り)								する法	(略)				
律第55	通	(2)	削除	削除		削除			律第55		(2)	イ	申請戸数が1戸の	3,300円

改正後				改正前					
条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	り)	(現 行の 通 り)	削除	削除	項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)	住戸ごと	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上の5戸以下のもの	6,600円
			削除	削除			申請の場	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
			削除	削除			合	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円
			削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円
			削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円
			削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円
			削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円
			削除	削除					

改正後							改正前									
					通り)	の通り)										
				ロ 共用部分	(現行の通り)	(現行の通り)				(ロ)	(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				
				ハ 非住宅の部分	(現行の通り)	(現行の通り)				(ハ)	(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				

改正後							改正前								
					通り)	の通り)									
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)			
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)			
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)			
					(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)			
		(3)	(現行の通り)		(現行の通り)	(現行の通り)			(3)	(略)		(略)			
		(3)	(現行の通り)		(現行の通り)	(現行の通り)			(3)	(略)		(略)			
2	(現行の通り)	(1)	一戸建て住宅	<u>誘導仕様基準による場合</u>	<u>15,000円</u>				2	(略)	(1)	一戸建て住宅	<u>新設</u>	<u>新設</u>	
				<u>誘導仕様基準以外による場合</u>	18,000円								<u>新設</u>	18,000円	
		(2)	(現行の通り)	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>					(2)	(略)	<u>イ 住戸ごと</u>	<u>申請戸数が1戸のもの</u>	<u>18,000円</u>
				<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>							<u>戸ごとの</u>	<u>1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上の</u>	<u>37,000円</u>
													<u>5戸以下のもの</u>		

改正後					改正前					
			削除	削除				申請の場	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000 円
			削除	削除				合	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000 円
			削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000 円
			削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000 円
			削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000 円
			削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000 円
			削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	342,000 円

改正後						改正前										
					以外 によ る場 合	数が 1戸 のも の									数が 1戸 のも の	
						建築 物の 総戸 数が 2戸 以上 5戸 以下 のもの	37,000 円								建築 物の 総戸 数が 2戸 以上 5戸 以下 のもの	37,000 円
						建築 物の 総戸 数が 6戸 以上 10戸 以下 のもの	52,000 円								建築 物の 総戸 数が 6戸 以上 10戸 以下 のもの	52,000 円
						建築 物の 総戸 数が 11戸 以上	74,000 円								建築 物の 総戸 数が 11戸 以上	74,000 円

改正後										改正前									
							25戸以下のもの										25戸以下のもの		
							建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円									建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円	
							建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円									建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円	
							建築物の総戸数が101戸以	221,000円									建築物の総戸数が101戸以	221,000円	

改正後								改正前							
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
					<u>ハ</u> 非住宅の部分	(現行の通り)	(現行の通り)						<u>(ハ)</u> 非住宅の部分	(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日条例第 3 号 別表第 3 (第 2 条関係)			○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日条例第 3 号 別表第 3 (第 2 条関係)		
事務	名称及び額	徴収時期	事務	名称及び額	徴収時期
第 1 (現 行の 通 り)	(現行の通り) (現行の通り)	(現 行 の 通 り)	第 1 (略)	(略) (略)	(略)
第 2 (現 行の 通 り)	(現行の通り) (現行の通り)	(現 行 の 通 り)	第 2 (略)	(略) (略)	(略)
第 3 (現 行の 通 り)	(現行の通り) (現行の通り)	(現 行 の 通 り)	第 3 (略)	(略) (略)	(略)

改正後				改正前				
1 (現 行 の 通 り)	(1)	(現行の通り)		(現行の通り)			(略)	
	(2) (現 行 の 通 り)	削除	削除		削除			
			削除		削除			
			削除		削除			
			削除		削除			
	削除	イ 住宅部分 (建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部	(現行の通り)	(現行の通り)				
			(現行の通り)	(現行の通り)				
			(現行の通り)	(現行の通り)				
			(現行の通り)	(現行の通り)				
	1 (略)	(1)	(略)		(略)			(略)
(2) (略)		イ 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの					9,700円
			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの					21,000円
			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの					46,000円
			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの					81,000円
ロ 1		(イ)	(略)	(略)			(略)	
の建築物の申請の場合	住宅部分 (建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部	(略)	(略)			(略)		

改正後					改正前					
				が200平方メートル以上のもの						
			<u>誘導仕様基準以外による場合</u>	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円			<u>新設</u>	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
				当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円				当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円
	(2) (現 行 の 通 り)	<u>削除</u>	<u>削除</u>		<u>削除</u>		(2) (略)	<u>イ 住戸ごとの申請の場合</u>	<u>当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>69,100円</u>
			<u>削除</u>		<u>削除</u>			<u>申請の場合</u>	<u>当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>116,000円</u>
			<u>削除</u>		<u>削除</u>				<u>当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>196,000円</u>
			<u>削除</u>		<u>削除</u>				<u>当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>281,000円</u>

改正後					改正前									
			削除	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円			ロ 1 (イ) の建築物の申請の場合	(イ) 住宅部分	新設	新設	新設
						当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円					新設		新設
						当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	118,000円					新設		新設

改正後						改正前									
					上5,000 平方メ ートル 未満の もの										
					当該住 宅部分 の床面 積の合 計が 5,000平 方メー トル以 上のも の	179,000 円							新設		新設
				誘導仕 様基準 以外に よる場 合	当該住 宅部分 の床面 積の合 計が300 平方メ ートル 未満の もの	69,100円							新設	当該住 宅部分 の床面 積の合 計が300 平方メ ートル 未満の もの	69,100 円
					当該住 宅部分 の床面 積の合 計が300 平方メ	116,000 円								当該住 宅部分 の床面 積の合 計が300 平方メ	116,000 円

改正後					改正前								
				ロ 非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出	（現行の通り）	（現行の通り）			(ロ) 非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出	(略)	(略)
						（現行の通り）	（現行の通り）					(略)	(略)
						（現行の通り）	（現行の通り）					(略)	(略)
						（現行の通り）	（現行の通り）					(略)	(略)
						（現行の通り）	（現行の通り）					(略)	(略)
						（現行の通り）	（現行の通り）					(略)	(略)
						（現行の通り）	（現行の通り）					(略)	(略)

改正後								改正前									
					量及び 屋内周 囲空間 の年間 熱負荷 を用い て評価 する方 法をい う。第 4の部 及び備 考第2 項にお いて同 じ。) による 場合	り) (現行 の通 り) (現行 の通 り) (現行 の通 り)	(現行の 通り) (現行の 通り) (現行の 通り)						量及び 屋内周 囲空間 の年間 熱負荷 を用い て評価 する方 法をい う。第 4の部 及び備 考第2 項にお いて同 じ。) による 場合	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)		
第4 (現 行の 通 り)	(現行の通り) (現行の通り)					(現 行の 通 り)		第4 (略)	(略) (略)					(略) (略)		(略)	
	1 (現 行 の	(1) (現	(現行の通り)			(現行の 通り)		1 (略	(1) (略	(略)			(略)	(略)			
		(2) (現	<u>削除</u>	<u>削除</u>		<u>削除</u>			(2) (略	<u>イ 住</u>	<u>当該住戸の床面積の合</u>	<u>6,900円</u>					
										<u>戸ご</u>	<u>計が300平方メートル</u>						
										<u>との</u>	<u>未満のもの</u>						

改正後						改正前					
通 り)	行 の 通 り)	削除		削除	削除)	申請 の場 合	当該住戸の床面積の合 計が300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの		15,000 円	
		削除		削除	削除			当該住戸の床面積の合 計が2,000平方メー トル以上5,000平方メー トル未満のもの		32,000 円	
		削除		削除	削除			当該住戸の床面積の合 計が5,000平方メー トル以上のもの		57,000 円	
		イ 住 宅部 分	(現行の通り)	(現行の 通り)	ロ 1 の建 築物 の申 請の 場合			(イ)	(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行の 通り)				住宅 部分	(略)	(略)	
			(現行の通り)	(現行の 通り)				(略)	(略)		
			(現行の通り)	(現行の 通り)				(略)	(略)		
		ロ 非 住宅 部分	(現行の通り)	(現行の 通り)	(ロ)			(略)	(略)		
			(現行の通り)	(現行の 通り)	非住 宅部 分			(略)	(略)		
			(現行の通り)	(現行の 通り)	(略)			(略)			
(現行の通り)	(現行の 通り)		(略)	(略)							
(現行の通り)	(現行の 通り)		(略)	(略)							
(現行の通り)	(現行の 通り)		(略)	(略)							

改正後						改正前					
					通り)						通り)
					(現行の通り)					(略)	(略)
2 1 以外 の 場 合	(1) 一戸 建て住宅	<u>誘導仕様基 準による場 合</u>	当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル未 満のもの	14,000円		(1) 一戸 建て住宅	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>		<u>新設</u>
			当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル以 上のもの	15,000円							
		<u>誘導仕様基 準以外によ る場合</u>	当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル未 満のもの	24,200円			<u>新設</u>	当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル未 満のもの	24,200 円		
			当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル以 上のもの	27,000円						当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル以 上のもの	27,000 円
	(2) (1))以	<u>削除</u>	<u>削除</u>		<u>削除</u>		(2) (1)以	<u>イ 住</u>	<u>当該住戸の床面積の合</u>		
							<u>戸ご</u>	<u>計が300平方メートル</u>	<u>円</u>		
							<u>との</u>	<u>未満のもの</u>			

改正後					改正前				
外の建築物	削除		削除		外の建築物	申請の場合		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
	削除		削除			申請の場合		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
	削除		削除			申請の場合		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円
	削除	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		26,000円	ロ 1 (イ) の建築物の申請の場合	住宅部分	新設
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円				新設	新設

改正後						改正前									
					トル未 満の もの										
					当該住 宅部分 の床面 積の合 計が	83,000円							新設		新設
					2,000平 方メー トル以 上5,000 平方メ ートル 未満の もの										
					当該住 宅部分 の床面 積の合 計が	125,000 円							新設		新設
					5,000平 方メー トル以 上のも の										
				誘導仕 様基準 以外に よる場	当該住 宅部分 の床面 積の合	48,500円							新設	当該住 宅部分 の床面 積の合	48,500 円

改正後						改正前									
					合	計が300 平方メ ートル 未満の もの						計が300 平方メ ートル 未満の もの			
						当該住 宅部分 の床面 積の合 計が300 平方メ ートル 以上 2,000平 方メー トル未 満のも の	81,000円					当該住 宅部分 の床面 積の合 計が300 平方メ ートル 以上 2,000平 方メー トル未 満のも の	81,000 円		
						当該住 宅部分 の床面 積の合 計が 2,000平 方メー トル以 上5,000 平方メ ートル 未満の	138,000 円					当該住 宅部分 の床面 積の合 計が 2,000平 方メー トル以 上5,000 平方メ ートル 未満の	138,000 円		

改正後						改正前										
					もの						もの					
					当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円					当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円				
				ロ 非住宅部分 モデル建物法による場合	(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)				
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)			
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)			
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)			
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)			
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)			
					(現行の通り)	(現行の通り)						(略)	(略)			

改正後								改正前									
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)		
					標準入力法等による場合	(現行の通り)	(現行の通り)							標準入力法等による場合	(略)	(略)	
						(現行の通り)	(現行の通り)								(略)	(略)	
						(現行の通り)	(現行の通り)								(略)	(略)	
						(現行の通り)	(現行の通り)								(略)	(略)	
						(現行の通り)	(現行の通り)								(略)	(略)	
						(現行の通り)	(現行の通り)								(略)	(略)	
						(現行の通り)	(現行の通り)								(略)	(略)	
第5 (現行の通り)	(現行の通り) (現行の通り)						(現行の通り)		(略) (略)						(略) (略)		

改正後					改正前						
1 (現 行 の 通 り)	(1)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	1 (略)	(1)	(略)	(略)	(略)		
	(2) (現 行 の 通 り)	イ (現 行 の 通 り)	(現行の通り)	(現行の通り)		(現行の通り)	(2) (略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)
			(現行の通り)	(現行の通り)		(略)			(略)		
			(現行の通り)	(現行の通り)		(略)			(略)		
			(現行の通り)	(現行の通り)		(略)			(略)		
		ロ (現 行 の 通 り)	(現行の通り)	(現行の通り)		(略)		(略)			
			(現行の通り)	(現行の通り)		(略)		(略)			
			(現行の通り)	(現行の通り)		(略)		(略)			
			(現行の通り)	(現行の通り)		(略)		(略)			
	2 (現 行 の の	(1) (現 行 の の	<u>性能基準</u>	(現行の通り)		(現行の通り)	(1) (略)	イ	<u>性能基準</u>	(略)	(略)
			<u>(省令第1条)</u>	(現行の通り)		(現行の通り)			(略)	(略)	

改正後						改正前							
		通 り)	通 り)	<u>第1 項第 2号 イ (1) 及び 同号 ロ (1) に定 める 基準 をい う。)に よる 場合</u>						<u>1条 第1 項第 2号 イ (1) (i)及 び同 号ロ (1) に定 める 基準 をい う。)に よる 場合</u>			
				<u>モデル 住宅 法</u>	(現行の通り)					<u>ロ モ デル 住宅 法</u>	(略)		(略)
				<u>(省 令第 1条 第1 項第 2号 イ (2)</u>	(現行の通り)					<u>(省 令第 1条 第1 項第 2号 イ</u>	(略)		(略)

改正後						改正前							
				及び 同号 ロ (2) に定 める 基準 をい う。)に よる 場合					(2) (i)及 び同 号ロ (2) に定 める 基準 をい う。)に よる 場合				
			仕様基 準	(現行の通り)	(現行の 通り)				ハ 仕 様基 準	(略)	(略)		
			(省 令第 1条 第1 項第 2号 イ (3) 及び 同号 ロ (3) に定 める	(現行の通り)	(現行の 通り)				(省 令第 1条 第1 項第 2号 イ (3) 及び 同号 ロ (3) に定	(略)	(略)		

改正後								改正前									
					<u>）及び同号ロ（1）又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）に</u>							<u>イ（1）（i）若しくは（ii）及び同号ロ（1）又は同項第3号に定める</u>					

改正後								改正前							
					<u>よる場合</u>								<u>基準をいう。）による場合</u>		
					<u>フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ</u>	(現行の通り)	(現行の通り)						<u>(ロ)フロア入力法（省令第1条第1項第2</u>	(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)
						(現行の通り)	(現行の通り)							(略)	(略)

改正後							改正前												
					(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。による場合										号イ(2) (ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。による場合				
					仕様	(現行の通り)									(ハ)	(略)			(略)

改正後							改正前								
					る 場 合	通り)					に よ る 場 合				
				(現行の通り)		(現行の通り)	(略)	(略)							
				(現行の通り)		(現行の通り)	(略)	(略)							
				(現行の通り)		(現行の通り)	(略)	(略)							
第6 (現 行の 通 り)	(現行の通り) (現行の通り)					(現 行 の 通 り)	第6 (略)	(略) (略)				(略)			

備考

1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネル

備考

1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネル

改正後	改正前
<p>ギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>3 適合性判定手数料等について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p>5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。</p> <p>6 特定建築行為（<u>建築物省エネ法</u>第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に該当する増築又は改築（<u>建築物省エネ法</u>附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>ギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>3 適合性判定手数料等について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p>5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。</p> <p>6 特定建築行為（<u>法</u>第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に該当する増築又は改築（<u>法</u>附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p> <p><u>7 向上計画認定申請手数料等について、1の建築物の申請の場合の</u>手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</p>

改正後	改正前
<p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>7</u> 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p><u>8</u> 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p><u>9</u> 他の建築物について、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p>	<p><u>8</u> <u>向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。</u></p> <p><u>9</u> <u>向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</u></p> <p><u>10</u> 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p><u>11</u> 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p><u>12</u> 他の建築物について、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p>

改正後	改正前
<p><u>10</u> 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>11</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（<u>誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。</u>）、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（<u>誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。</u>）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（<u>性能基準又はフロア入力法による場合に係るものに限る。</u>）において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p> <p><u>12</u> <u>共同住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（誘導仕様基準による場合に係るものに限る。）を行う場合又は共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に係るものに限る。）を行う場合</u>の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>	<p><u>13</u> 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p><u>14</u> <u>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</u></p> <p><u>15</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p> <p><u>16</u> <u>省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により</u>共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>